

総合特別区域の第1次指定対象区域

国際戦略総合特区

指定番号	地方公共団体の名称	国際戦略総合特別区域の名称	指定区域	国際競争力強化方針
国際 2	茨城県及びつくば市	つくば国際戦略総合特区	○	○
国際 3	東京都	アジアヘッドクォーター特区		○
国際 4	神奈川県、横浜市及び川崎市	京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区		○
国際 5	岐阜県、大垣市、関市、美濃市、瑞浪市、各務原市及び可児市並びに岐阜県羽島郡笠松町、不破郡垂井町、安八郡神戸町、安八郡安八町、加茂郡坂祝町、加茂郡川辺町及び可児郡御嵩町、愛知県、名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、半田市、春日井市、津島市、安城市、犬山市、常滑市、小牧市、稲沢市、尾張旭市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市及びあま市並びに愛知県西春日井郡豊山町、丹羽郡大口町及び海部郡飛島村、三重県、伊勢市、桑名市、鈴鹿市及びいなべ市並びに三重県桑名郡木曾岬町並びに名古屋港管理組合	アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区		○
国際 6	京都府、京都市、大阪府、大阪市、兵庫県及び神戸市	関西イノベーション国際戦略総合特区		○
国際 7	福岡県、北九州市及び福岡市	グリーンアジア国際戦略総合特区		○